

## E3 「肌・毛髪への浸透」等の作用部位の表現

---

浸透等の表現は、化粧品の効能効果の発現が確実であるかのような暗示、及び効能効果の範囲を逸脱した効果を暗示するおそれがあるため、原則として行わないこと。

ただし、作用部位が角質層であることを明記した場合であって、かつ、広告全体の印象から効能効果の保証や効能効果の範囲の逸脱に該当するものでない場合に限り表現することができる。

なお、医薬部外品の有効成分の浸透等の表現を行う場合は、事実に基づき、承認を受けた効能効果の範囲を逸脱しないこと。

### ① 「肌への浸透」等の表現

「肌への浸透」の表現は「角質層」の範囲内であること。

[表現できる例]

「角質層へ浸透」、「角質層のすみずみへ」

#### ▶ [表現できない例]

「肌へ浸透」（「角質層」の範囲内であることが明記されていない）

「肌内部のいくつもの層\* \*角質層」、「肌\*の奥深く \*角質層」

（注釈で「角質層」とあっても「肌内部」「肌の奥深く」という表現は、角質層の範囲を越えて浸透する印象を与えるため不適切）

「肌の内側（角質層）から…」（医薬品的）

### ② 「毛髪への浸透」等の表現

「毛髪への浸透」表現は、角化した毛髪部分の範囲内で行うこと。

[表現できる例]

「髪の毛の内部へ浸透」、「髪の毛の芯まで浸透」

[表現できない例]

「傷んだ髪へ浸透して健康な髪へ甦ります」（回復的）

【関連法令等】 医薬品等適正広告基準 第4の3 (5)